

## ニセコ町宿泊税の改正条例(案)についての意見募集結果

令和7年(2025年)12月9日

ニセコ町宿泊税の改正条例(案)について、このほどニセコ町まちづくり基本条例の規定に基づき、みなさんから意見の募集を行いました。

寄せられたご意見と、ご意見に対する町の考え方を以下のとおりみなさんにお知らせします。

■意見の受付期間:令和7年(2025年)11月14日(金)から11月28日(金)まで

■意見件数:2件

■意見の内容と町の考え方 **※いただいたご意見は原文のままでなく、一部割愛、要約しています**

### (1)ご意見その1

いただいたご意見	ご意見に対する町の回答
①北海道の宿泊税も始まり変更するスパンが早いと思います。	ご指摘のとおり、本町では宿泊税の導入後2年で制度改正を目指すことになります。宿泊事業者のみなさんは、この改正に対応いただくために多大なご負担をおかけすることも十分承知しております。 しかし一方で、町では現状のまま運用することで今後様々なご負担や不具合をおかけする恐れも承知していることから、宿泊税をより良い制度に改め、力強い観光振興を進めるうえでも早めに改正をすべきと判断した次第です。 なお、町では宿泊事業者のみなさんにかけする様々なご負担を軽減するうえで、所要の取り組みも行っていきますのでどうぞご理解いただきますようお願いします。
②宿泊税を利用して行う事業の道筋はあるが全てを使い切る具体的な案は考え中にもかかわらず增收するはどうか?	そもそも、本町が行う観光振興事業は宿泊税だけを財源としているわけではなく、宿泊税収に応じた事業しか行わない（行えない）のではありません。そのため、町では宿泊税を使い切る範囲で事業を作ったり、選んだりしているわけではありません。実際に、本町が行っている観光振興関連の費用は、宿泊税だけでは賄い切れていません（※）。これは、仮に定率制に改正後、增收となっても同様です。 また現在、宿泊税の使い道として大まかにみなさん

	<p>にお示ししている「道筋」は、町が取り組む様々な観光振興事業の中から、宿泊税をお納めいただくみなさんに受益としてつながるような分野からご提案しているものです。しかし、町が事前にお示しできる道筋はあくまで大まかな方向性に留まります。なぜなら、本町では具体的な使途は宿泊事業者のみなさんをはじめとした観光に携わるみなさんとの話し合いのもと、毎年決めていく取り決めとしているからです。</p> <p>以上のことから、宿泊税は税収や使途をあらかじめ見込むものではなく、毎年変化する様々な観光振興上の課題をみなさんと共有し、それらの対策を確実に進める非常に有効な財源として、確実な制度運用を行うことが重要です。町では、その観点からも定率制への改正が望ましいと判断したことをご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p><b>※令和6年度中の宿泊税収は約1億2,800万円ですが、令和7年度の観光振興予算は、直接的なものだけに限っても3億円を超えてます。</b></p>
③減り続ける観光客や宿泊客に更なる負のイメージができます。今後増えた宿泊税を使って、その対策をするのもありですが現実は今すぐどうにかしないとダメだと思います。	町全体で見た場合、観光客は減っていません。ただし、近年の傾向として、冬季と夏季の入込に大きな差があることや、道内客の入込が減少傾向であることは確かです。町でも、これらの傾向は大きな課題と承知していますので、宿泊税収を使うか否かに関わらず、観光振興の取組みとして対策を考えていますので、その対策でご提案があればぜひお寄せください。
④納税者の1/3の事業者がニセコ町と俱知安町で事業していると聞いていますが残りの2/3の事業者が俱知安町の方法に合わせるという事になり、2/3の事業者の負担が増えると思います。	本町では2年前、北海道宿泊税の導入を踏まえて定額制に制度を切り替えて宿泊税の導入を進めました。しかし、それまでの間、長年にわたり本町では定率制による導入を町内のみなさんと重ね、定率制の意義や考え方なども町内宿泊事業者のみなさんに浅からず浸透していました。ゆえに、今回定率制に改正することは俱知安町でも宿泊事業を行う1/3の事業者のみなさんの為だけではなく、残りの事業者のみなさんの負担が増える仕組みとなるわけではありません。前述のとおり、長年本町で宿泊税の議論に参加いただいた事業者のみなさんをはじめ、ニセコ町内だけで宿泊業

	<p>を営む事業者のみなさんからも、少なからず定率制への改正に賛意をいただいていることも事実です。</p> <p>定額制、定率制いずれの制度にても長所や負担はありますが、町としても極力みなさんのご負担を軽減を図りますので、ご提案をお待ちしています。</p>
⑤宿泊税の納税額に1円単位が出る可能性があります。1円単位を作ると釣銭間違いが増えます。	<p>町では、宿泊税導入を機に宿泊事業者のみなさんのシステム導入やDX化の推進を促す対応も行ってきました。現金決済のリスクも踏まえ、今後もキャッシュレス化推進などの支援策を検討していきますので、良い仕組みなどがあればぜひお寄せください。</p>
⑥「お泊りのお客様にもわかりやすい制度」とありますがお客様に俱知安町とニセコ町の宿泊税が違う事に聞かれたことは1回もありません。 宿泊税自体の料金体系も聞かれた事はありません。	<p>町には、事業者のみなさんから両町の制度が違うことでの苦慮した事例なども寄せられており、今後北海道宿泊税が導入された後は、これらの事例は増えることも見込んで対策を講じる必要があると考えます。</p> <p>いずれにしても、わかりやすい制度というのは税の基本でありますので、町ではその点にも留意しながら税の仕組みを考えておりましたことご理解いただければ幸いです。</p>

## (2)意見その2

いただいたご意見	ご意見に対する町の回答
改正条例施行日と道条例施行日のズレの説明について  町の改正実施日がR8年11月1日からで、道が令和8年(2026年)4月1日から実施との時間差があるから「課税免除」条項が入っていますが、資料のみではわかりにくくなっているのではないか。  	<p>今後お示しする資料では、より分かりやすい説明になるよう改めます。</p> <p>今回は、なるべくみなさんから広くご意見をいただきたいとの趣旨から、制度改正の内容に重点を置き、一般のみなさんにはあまりお馴染みではない「条例施行日」などの説明は極力簡素に作成しています。</p> <p>今回、定率制への改正に先んじて、北海道の制度と合わせて本町宿泊税の課税免除の範囲を拡大することは、納税者のみなさんは意識することなく宿泊税のご負担が軽減される規定となります。そのため、改正内容をお示しするうえであまり複雑にならないよう、あえて説明は簡素にしたことをご了承ください。</p> <p>繰り返しになりますが、今後も制度改正をお知らせする際は、お伝えする相手や趣旨をよく考え、わかりやすい資料の作成と説明に努めます。</p>

**【お問い合わせ先】**

<宿泊税の制度について>

税務課 TEL0136-56-8838 zeimu@town.niseko.lg.jp

<宿泊税の使い道や観光に関するまちづくりについて>

商工観光課 TEL0136-56-8843 kankou@town.niseko.lg.jp